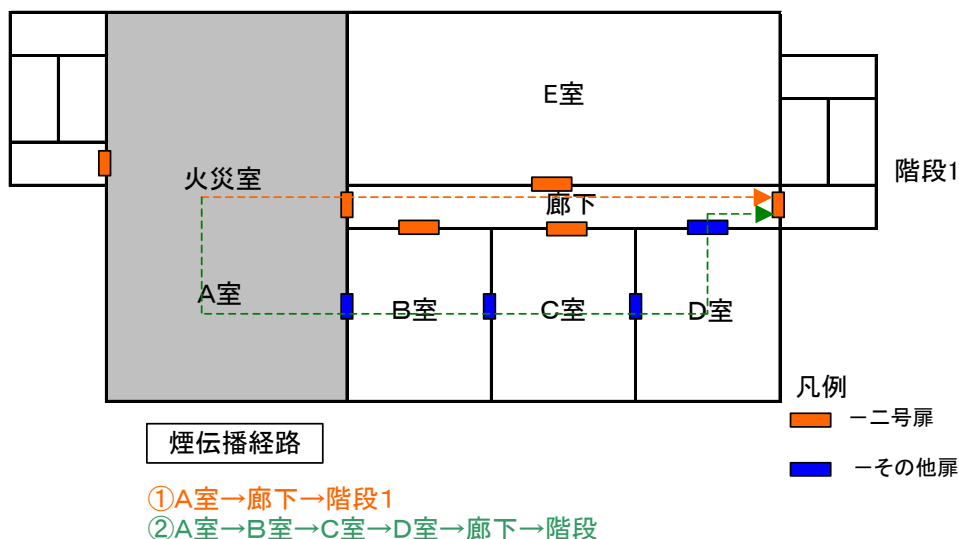


7 確認審査で質疑の多い事項 part2

① 平面形態(煙伝播経路が多岐にわたる場合)が複雑な時の煙降下時間算定

検証法の煙降下時間は、開口部の性能(一号扉、二号扉、その他扉)に大きく依存する為、火災室からの煙伝播経路となる室の数が多い少ないでは図れません。しかし、最短伝播経路のみを検討している場合がありますので、一通りの伝播経路について検討していただく必要があります。

階段2



② 給気口の設置

- ・ 機械排煙を計画の際、令 126 条の 3(排煙設備の構造)では、給気口の設置は定められていませんが、検証法での機械排煙設備では給気口の設置が必要となります。

③ 検証法図書の添付について

- ・ 添付されている検証法の計算については、ほぼ自動計算となっており、手計算で出されたものは数件のみです。我々も独自で作成した計算表により確認していますが、計算の間違いはほぼございません。しかし、作成されているものの中には「条件設定値」と「避難時間と煙降下時間」の結果のみが出力されているものを添付される場合があります。規則 1 条の 3 にも「令第 129 条の 2 第 1 項の階避難、全館避難安全検証法により検証をした際の計算書」との記述がある通り、途中経過を含め計算根拠の確認が必要となりますので注意していただきたいです。

④ 消防指導との関連

- ・ 検証法を適用し無排煙とした計画の建築物であっても、消防排煙が必要な場合がありますので、ご計画時には建築主事並びに指定確認検査機関のみならず、消防との事前打ち合わせを行い確認することが必要です。